100390.019	－－ その他のもの		Xq1																				
	－ その他のもの																						
100390.091	－－ 飼料用のもの																						
	－－－ 税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するもの	1kg につき 39 円	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	－－－ その他のもの		X																				
100390.099	－－ その他のもの		X																				
10.05	とうもろこし																						
1005.90	その他のもの																						
	2 その他のもの																						
	－ 関税定率法（明治 43 年法律第 54 号）第 13 条第 1 項の規定の適用を受けないもの																						
	－－ 輸入時に有効な政令で定める関税割当ての数量以内のものであって、輸入時に有効な関連規則で定める条件に従うもの																						
100590.091	－－－ コーンスターチの製造に使用するもの		Xq2																				
100590.095	－－－ 政令で定めるところにより飼料用に供するもの		Xq2																				